



## 京都市の福祉医療制度の拡充に関する陳情書

### 【陳情項目】

- 一、京都市「持続可能な行財政審議会」において社会福祉を含む市民サービスのカットを検討課題に挙げられていると報じられていますが、京都市で実施されている「④老人医療費助成制度」「③重度心身障害児者医療助成制度」「④ひとり親家庭等医療費助成制度」「⑤子ども医療費支給制度」「重症老人健康管理事業」は2020年度以降も存続してください。廃止や制度改悪の検討を行わないでください。
- 二、府内他市町村では実施されているにもかかわらず、京都市では2004年度から廃止されている妊娠中毒症等療養援護の制度を、早急に復活してください。
- 三、京都市において、以下の福祉医療の改善を行ってください。
  - (1) 妊婦、産婦、褥婦に対する福祉医療制度を新設してください。なお、制度設計にあたっては、①対象は母子健康手帳交付日から出産月の翌々月末まで、②自己負担金は無料、③所得制限はなし、④給付方法は現物給付としてください。
  - (2) ③重度心身障害児（者）医療助成制度、重度心身障害老人健康管理事業の対象について、「内部機能の障害」は身体障害者手帳3級の交付を受けた患者まで拡大してください。
  - (3) ⑤子ども医療費支給制度の入院外医療における自己負担金は中学校卒業まで無料又は200円限度にしてください。すぐに無理な場合であっても、就学前までの入院外医療における自己負担金を200円限度にしてください。
  - (4) 2017年12月末まで難病法に係る特定医療費助成制度「法別番号54」の旧実施機関番号「501」に該当していたが2018年1月から制度対象外となった患者について、「法別番号54」と同様の一部負担金で受診できるよう、福祉医療制度を新設してください。
  - (5) 公費負担医療制度の申請に必要な医師の意見書、臨床調査票等の作成費用について、医科診療報酬点数表B009 診療情報提供料（1）並みの金額（2,500円）まで助成（患者へ還付）してください。

### 【陳情の理由】

(1) 京都市は2020年7月2日以降、歳入歳出の抜本的な見直しを検討する「持続可能な行財政審議会」を開催し、歳出面では社会福祉を含む市民サービスのカットを検討課題に挙げていると報じられています。検討資料「本市で実施している任意事業（主なもの）」を見ると、京都市民、とりわけ患者、子育て世代、学童、老人、障害者、被災者等、社会的弱者を対象に実施されているサービスが軒並み検討対象に挙げられています。これらのサービスは全て、市民が「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ために必要な施策です。「千年以上という長い間、日本の首都であり続けた」「深く息づく伝統の中に新たな文化が生まれている」世界有数の「国際都市」京都市に住む市民の生活の中にしっかりと根付いている制度です。医療の分野では、「①老人医療費助成制度」「③重度心身障害児者医療助成制度」「④ひとり親家庭等医療費助成制度」「⑤子ども医療費支給制度」「重症老人健康管理事業」「学童う歯対策」という優れた制度が実施され、多くの患者がその恩恵を受けています。これがもしも廃止、改悪されれば、社会的な立場の弱い多くの患者が影響を受けます。これら素晴らしい制度を2020年度以降も存続してください。廃止や制度改悪の検討を行わないでください。

(2) 京都市を除く府内市町村では、妊娠中毒症等療養援護の制度が実施されています。京都市は 2004 年度から妊娠中毒症等療養援護の制度を廃止していますが、全国的に見ても実施していない自治体の方が少ないと思われます。「京都市未来こどもはぐくみプラン」では「子どもが喜びの中で生まれ育ち、みんなが子育てに夢を持つことのできるまち」を目指すと謳われており、少なくとも早急に妊娠中毒症等療養援護の制度を復活すべきです。

一方で、上記検討会のまとめでは、周産期のうつ病の重症化等も報告されており、疾病を限定しない医療費助成制度の創設が求められています。

(3) 京都府保険医協会は 2020 年 8 月 5 日、京都府議会に対し、「京都府の福祉医療制度の拡充に関する陳情書」を提出し、【陳情項目】三の(1)から(5)に記載した改善を陳情しました。これらの制度を京都府の制度として実現できるよう、京都府に働きかけることを求めます。

また、京都府において実現できない場合であっても、京都市において独自に制度を拡充していただきますよう合わせて求めます。

2020 年（令和 2 年）10 月 22 日

京都市会議長

山本 恵一 様

陳 情 人 京都府保険医協会 理事長 鈴木 卓  
陳情人住所 〒604-8162 京都市中京区烏丸通蛸薬師上ル  
七観音町 637 インターワンプレイス烏丸 6 階  
電 話 075-212-8877 ファクシミリ 075-212-0707

